

株式会社山形銀行と山形労働局との働き方改革に係る包括連携
に関する協定書

株式会社山形銀行（以下「甲」という。）と山形労働局（以下「乙」という。）は、
相互の連携強化を図ることにより、山形県内の働き方改革等を進めるため、次のと
おり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、
山形県内の働き方改革を推進し、地方創生に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議のうえ連携
し、協力する。

- （1）非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、ワーク・ライフ・バランス、
女性の活躍推進などに関すること。
- （2）人材育成、職場定着及び再就職支援などに関すること。
- （3）労働生産性の向上に関すること。
- （4）乙の施策の周知に関すること。
- （5）その他本協定の目的に沿うこと。

（協議）

第3条 甲と乙は前条各号に掲げる事項について、定期的に協議を行うものとする。
また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（協定の変更）

第4条 甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度
協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第5条 甲または乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の
1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約
できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得
た情報について、第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。

但し、事前に相手方の承諾を得た場合、または法令により開示を求められ
た場合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第7条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が
生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印
のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月1日

甲：山形県山形市七日町三丁目1番2号

株式会社山形銀行

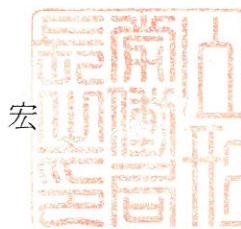
代表取締役 長谷川 吉茂



乙：山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階

山形労働局

局長 庭山 佳宏



株式会社庄内銀行と山形労働局との働き方改革に係る包括連携
に関する協定書

株式会社庄内銀行（以下「甲」という。）と山形労働局（以下「乙」という。）は、
相互の連携強化を図ることにより、山形県内の働き方改革等を進めるため、次のように
協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、
山形県内の働き方改革を推進し、地方創生に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議のうえ連携
し、協力する。

- （1）非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、ワーク・ライフ・バランス、
女性の活躍推進などに関すること。
- （2）人材育成、職場定着及び再就職支援などに関すること。
- （3）労働生産性の向上に関すること。
- （4）乙の施策の周知に関すること。
- （5）その他本協定の目的に沿うこと。

（協議）

第3条 甲と乙は前条各号に掲げる事項について、定期的に協議を行うものとする。
また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（協定の変更）

第4条 甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度
協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第5条 甲または乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の
1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約
できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得
た情報について、第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。
但し、事前に相手方の承諾を得た場合、または法令により開示を求められ
た場合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第7条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が
生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印
のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月1日

甲：山形県鶴岡市本町一丁目9番7号

株式会社庄内銀行

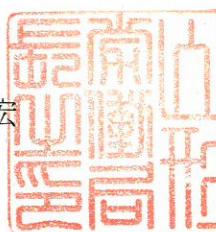
代表取締役頭取 上野 雅史



乙：山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階

山形労働局

局長 庭山 佳宏



株式会社きらやか銀行と山形労働局との働き方改革に係る
包括連携に関する協定書

株式会社きらやか銀行（以下「甲」という。）と山形労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることにより、山形県内の働き方改革等を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、山形県内の働き方改革を推進し、地方創生に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議のうえ連携し、協力する。

- （1）非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進などに関すること。
- （2）人材育成、職場定着及び再就職支援などに関すること。
- （3）労働生産性の向上に関すること。
- （4）乙の施策の周知に関すること。
- （5）その他本協定の目的に沿うこと。

（協議）

第3条 甲と乙は前条各号に掲げる事項について、定期的に協議を行うものとする。
また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（協定の変更）

第4条 甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第5条 甲または乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。
但し、事前に相手方の承諾を得た場合、または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第7条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月1日

甲：山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

株式会社きらやか銀行

代表取締役頭取 粟野学



乙：山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階

山形労働局

局長 庭山佳宏

